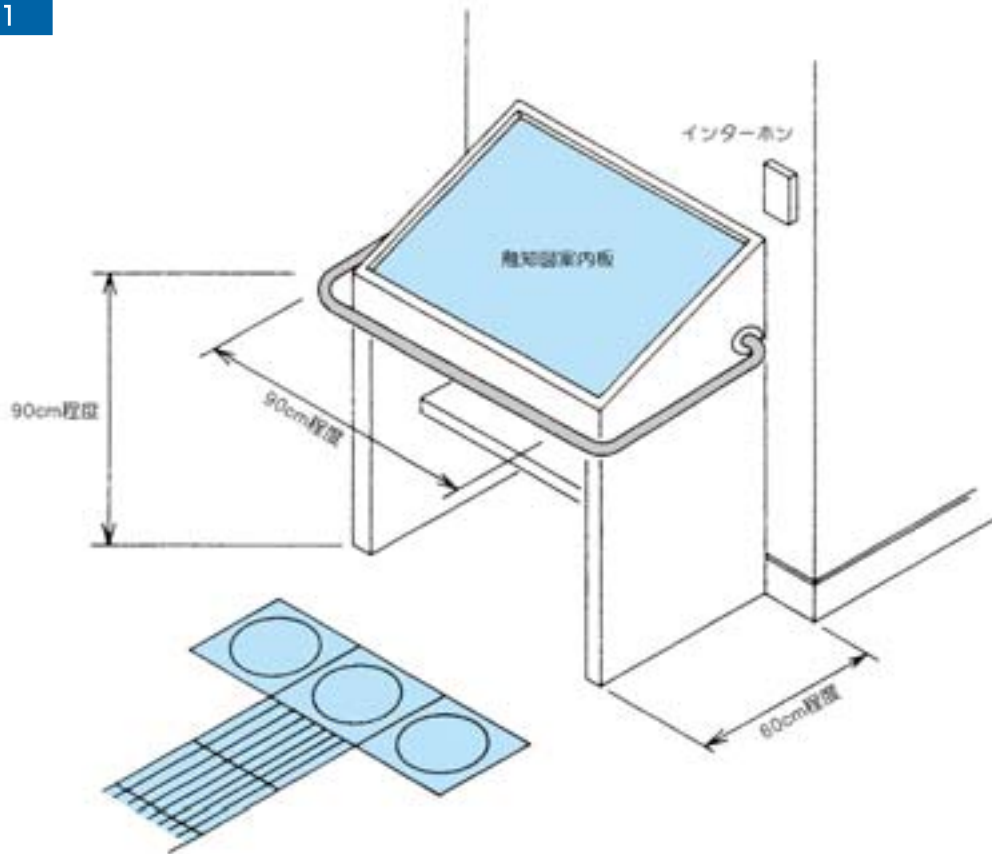


図 1

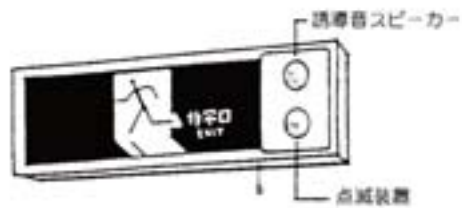


触知図案内板の設置例

- ・誘導音装置付誘導灯
(既設蛍光灯に追加する場合)



- ・点滅形誘導音装置付誘導灯
(一体型)



※床埋め込み式の誘導灯もある。

緊急誘導設備の例

14 カウンター及び記載台

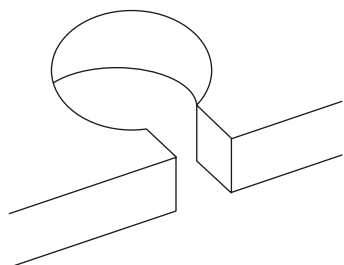
カウンター及び記載台を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、高さ、け込み等に配慮した構造のカウンター及び記載台を1以上設けること。

整備基準の解説

- ・高さ75cmは、車いす使用者及びいすに掛けた人に使いやすい寸法で、高さ65cm、奥行き45cmのけ込みは、車いす使用者の利用を容易にするものです。
- ・車いす使用者の使用が容易なカウンター及び記載台は、いすを備えることにより、高齢者等の使用も容易になります。

推奨事項

- ・立位で使用するカウンター及び記載台は、寄りかかりを考慮してください。
- ・カウンター及び記載台の前面には、車いす使用者が転回できるスペース（140cm角以上）を確保するようにしてください。
- ・杖を立てかけられるくぼみ等を設けると使いやすくなります。（下図）



○改善例

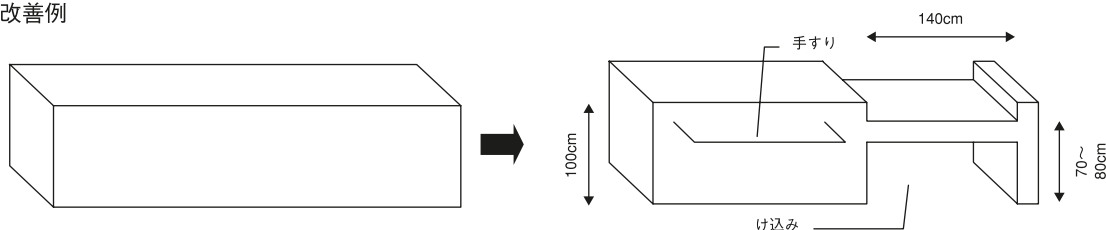
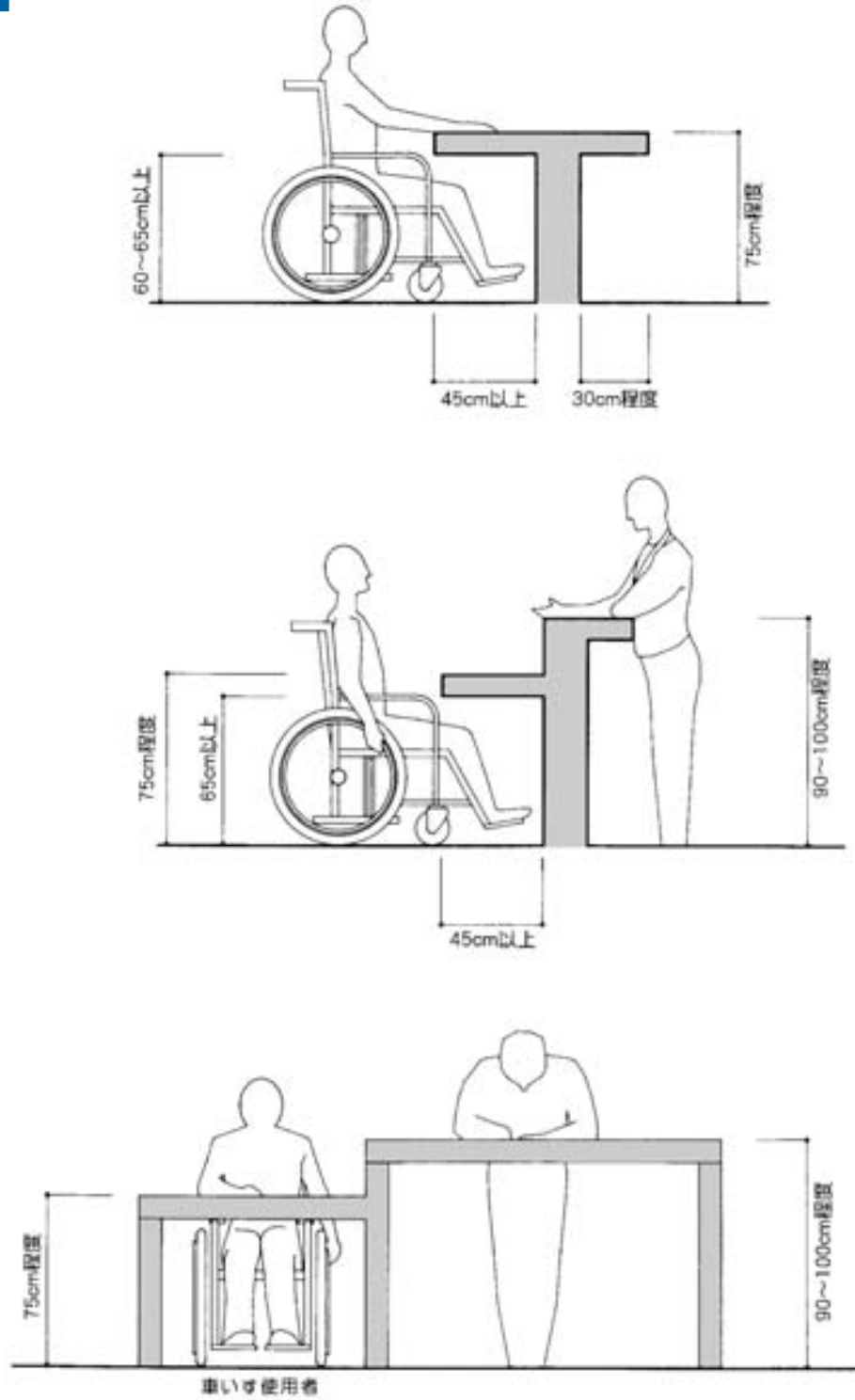


図 1



カウンター等の基本寸法

15 券売機

券売機を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、高さ、け込み等に配慮した構造の券売機を1以上設けること。

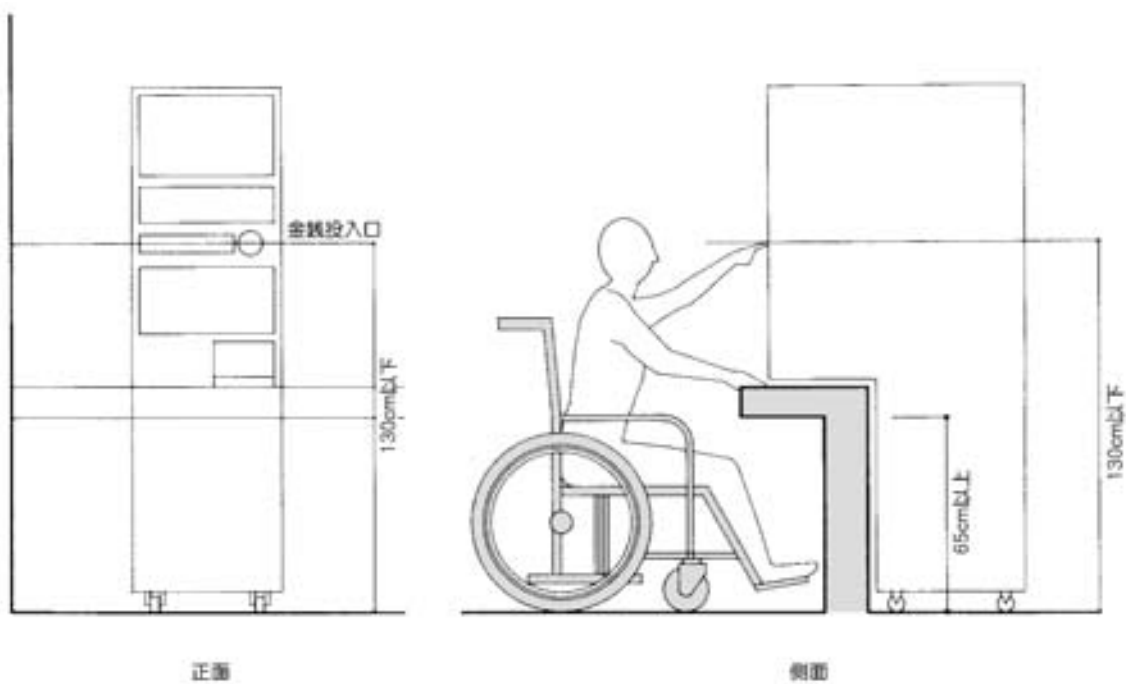
整備基準の解説

- ・ 操作盤の高さ130cmは、車いす使用者が届く高さです。
- ・ 取り出し口の高さにも配慮が必要です。

推奨事項

- ・ 視覚障害者が円滑に利用できるよう点字表示をしてください。
- ・ 券売機に類する自動販売機等についても、同様の整備をしてください。

図 1



券売機の設置例

16 改札口及びレジ通路

改札口及びレジ通路を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、幅員、高さ等に配慮した構造の改札口及びレジ通路を1以上設けること。

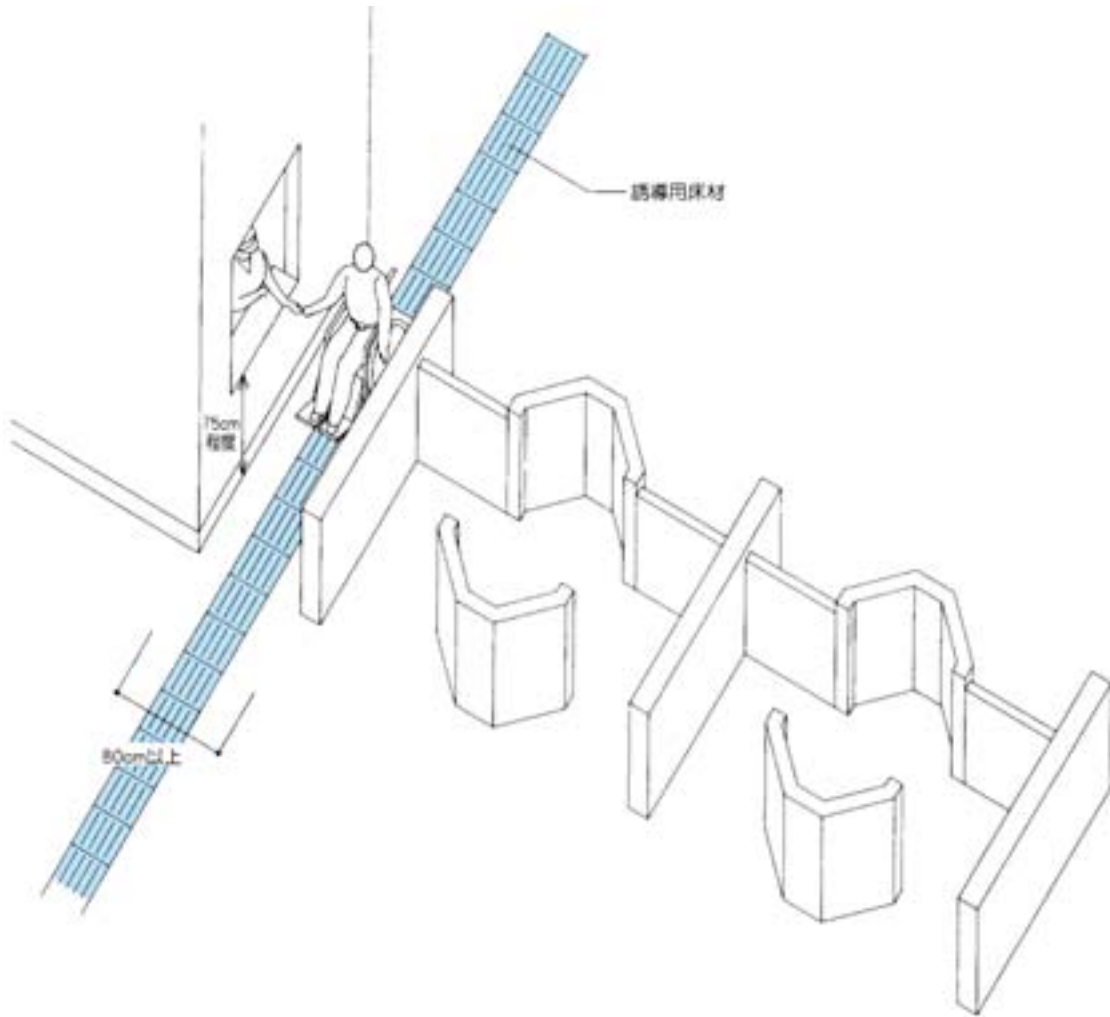
整備基準の解説

- ・幅は80cm以上とすることが必要となります。
- ・高さはカウンターと同程度（75cm）としてください。

推奨事項

- ・誘導用床材の敷設については、通路等との連続性を保つようとしてください。

図 1



改札口の例

17 水飲み場

水飲み場を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、高さ、け込み等に配慮した構造の水飲み場を1以上設けること。

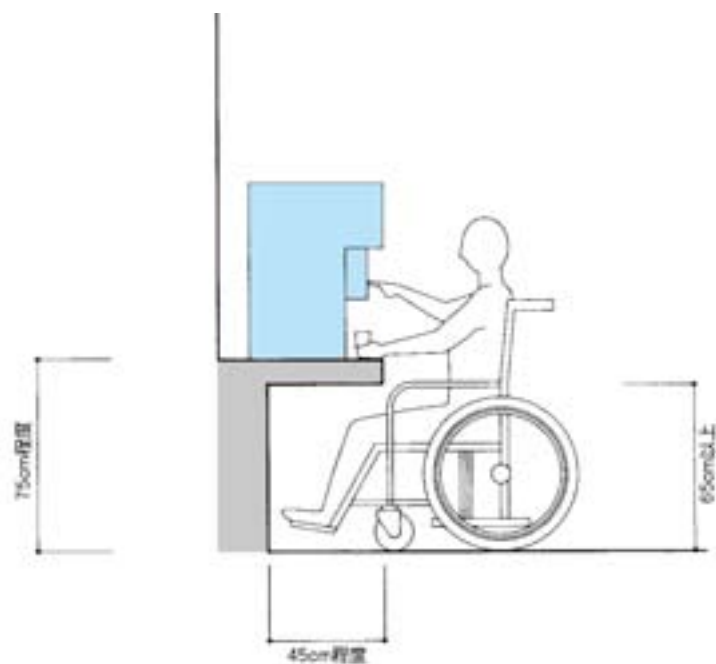
整備基準の解説

- ・高さは飲み口を75cm程度としてください。
- ・け込みについては車いす使用者の使用が容易なものの例示として、45cm程度としています。

推奨事項

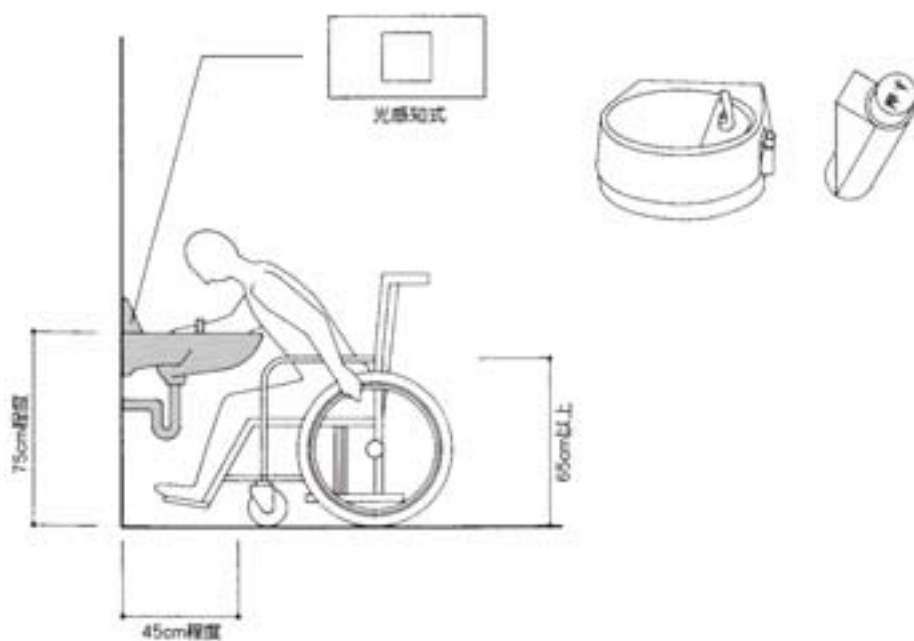
- ・車いす使用者が利用しやすいよう、周囲のスペースを十分に確保してください。
- ・水栓器具は操作が容易なレバー式、光感知式等とし、また、手の不自由な人の利用のため足踏み式の併設としてください。

図 1



水飲み場（非固定式）の例

図 2



水飲み場（固定式）の例

18 公衆電話台

公衆電話台を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、高さ、け込み等に配慮した構造の公衆電話台を1以上設けること。

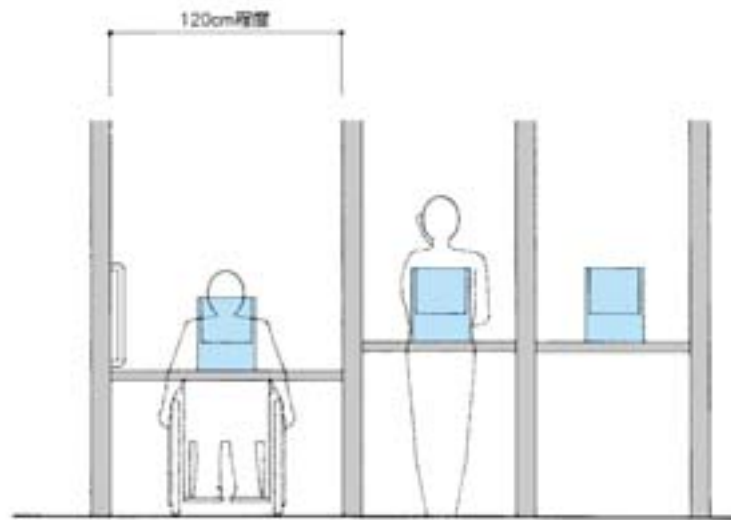
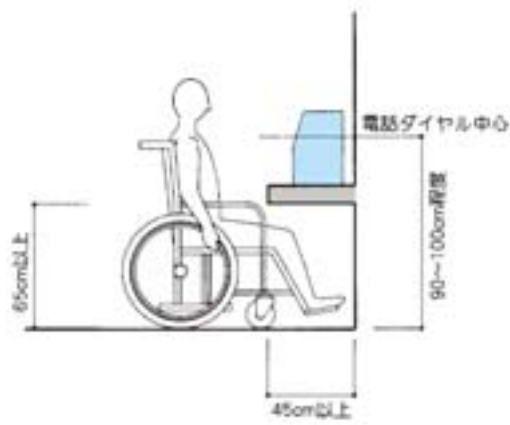
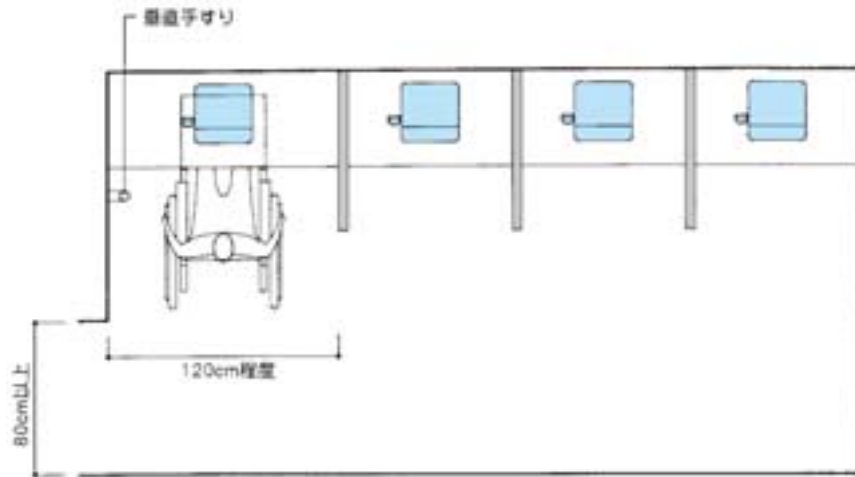
整備基準の解説

- ・ け込みやプッシュボタンの高さの寸法は、車いす使用者の使用が容易なものの例示です。

推奨事項

- ・ テレホンカードの挿入口や金銭投入口は、点字表示するようにしてください。
- ・ 公衆電話機の前面には、車いす使用者が転回できるスペース（140cm角以上）を確保するようにしてください。

図 1



電話台の設置例

19 授乳及びおむつ替えの場所

授乳及びおむつ替えの場所を設ける場合は、ベビーベッド、いすその他授乳及びおむつ替えに必要な設備を配置すること。

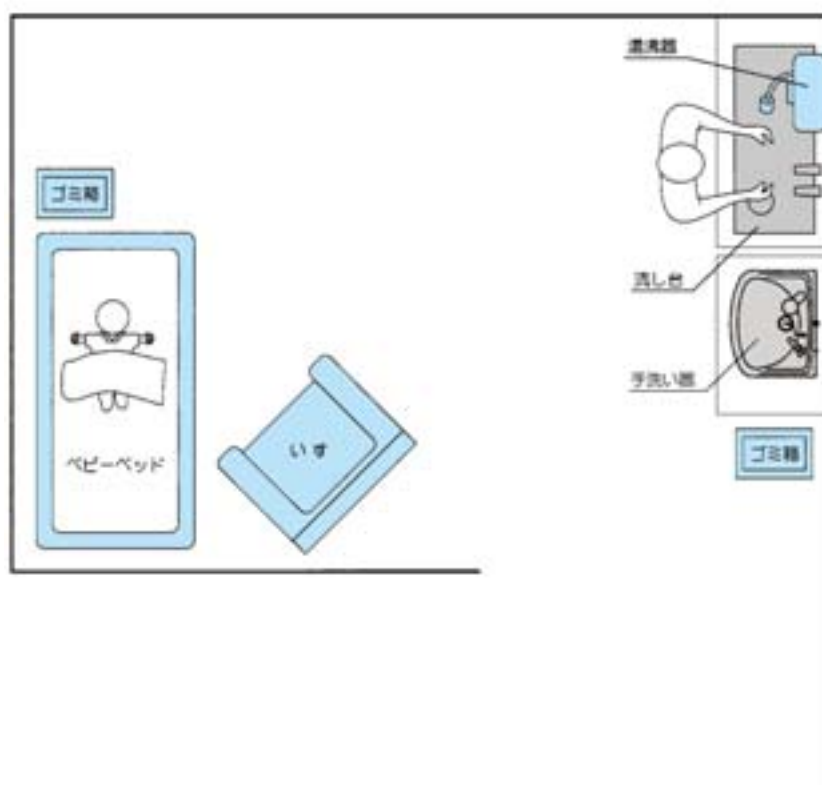
整備基準の解説

- ・独立した部屋の設置が望ましいですが、スペース的に困難な場合には、周囲からの視線の遮断が可能な場所としてください。
- ・授乳及びおむつ替えに必要なものとしては、ベビーベッド、いす、そのほか湯沸かし器、流し台、ゴミ箱等があります。
- ・ベビーベッドやいすは適切に配置し、ベビーカー等の通行にも配慮してください。

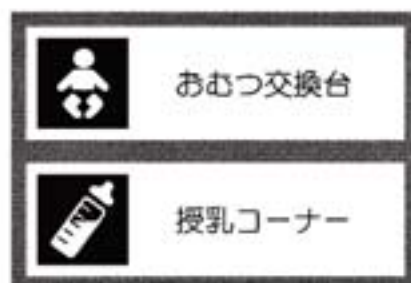
推奨事項

- ・授乳及びおむつ替えの場所の出入口付近には、分かりやすい案内表示を設けてください。

図 1



授乳及びおむつ替えの場所の例



案内表示の例

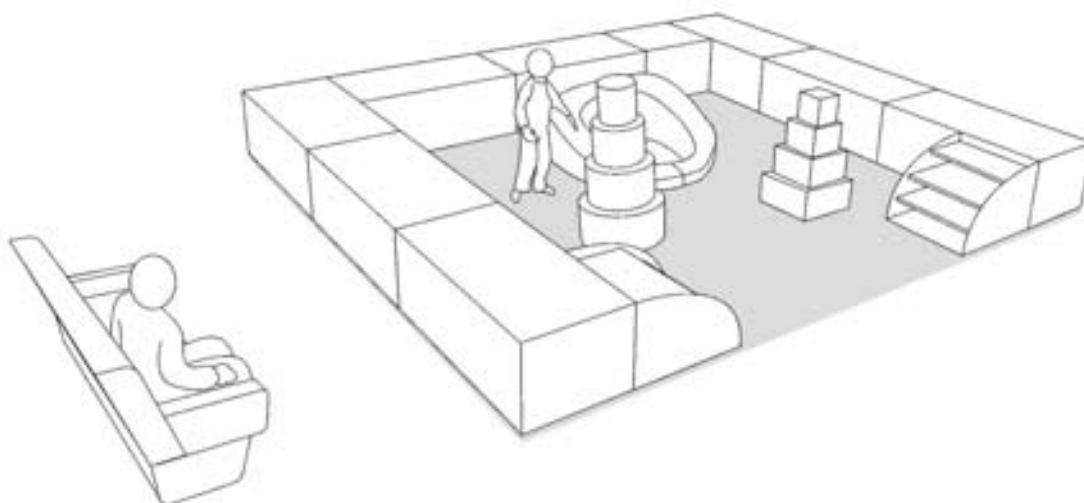
20 幼児用遊び場

- 幼児用遊び場を設ける場合は、次に定める基準に適合するものとする。
- (1) 床面及び壁面は、柔らかく、なめでも安全な材料で仕上げる。
 - (2) なめでも安全な材料を使用した遊具を、保護者の目の届く位置に配置すること。

推奨事項

- ・ 保護者用のベンチ等を設置してください。

図 1



幼児用遊び場の例

1 道路

- (1) 歩道を設ける場合は、次に定める構造とすること。
- ア 幅員は、200センチメートル以上とすること。
 - イ 平坦とし、路面は必要に応じ滑りにくい仕上げとすること。
 - ウ 幅員内に設ける排水口のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造とすること。
 - エ 必要に応じ注意喚起用床材及び誘導用床材を敷設すること。
- (2) 歩道と車道が接する部分で歩行者等が通行する部分のすりつけこう配は、12分の1以下を標準とすること。

整備基準の解説

- ・車いす同士がすれ違うことができる十分な幅員ということで、200cm以上としています。
- ・交差点など必要に応じて注意喚起用床材及び誘導用床材を敷設します。
- ・車道と歩道等を区画する縁石は、視覚障害者に車道と歩道等の境界であることをその段差により知覚してもらうことも目的として設置されており、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととしています。
- ・車いす使用者が通過する際に支障となる段とは、段差が2cm以下で面取りを施している段以外が該当します。

図1

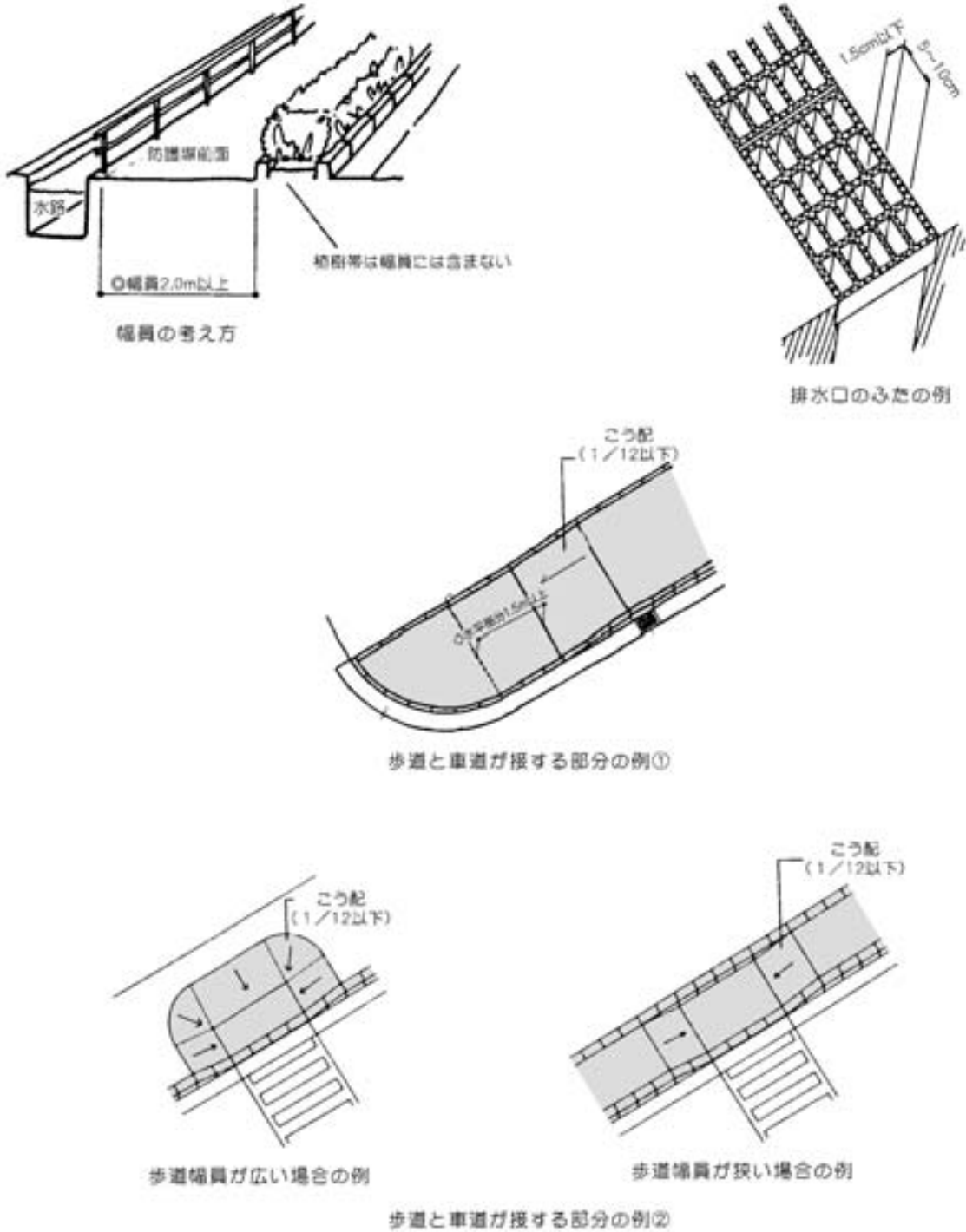
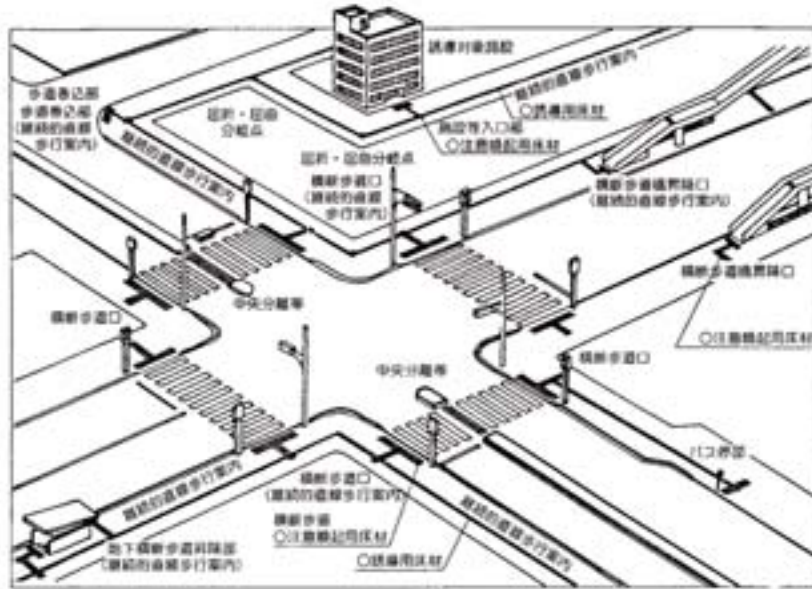
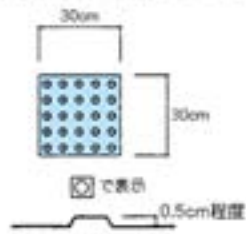


図2

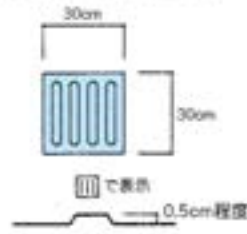
注意喚起用床材及び誘導用床材の敷設例



注意喚起用床材 (点状ブロック)



誘導用床材 (線状ブロック)

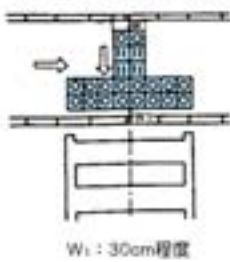


理解と協力を呼びかけるもの



形状例

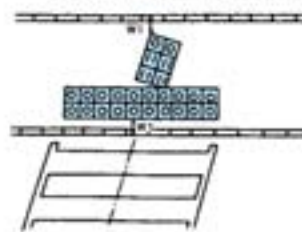
(歩道幅員が広い場合)



(歩道幅員が狭い場合)

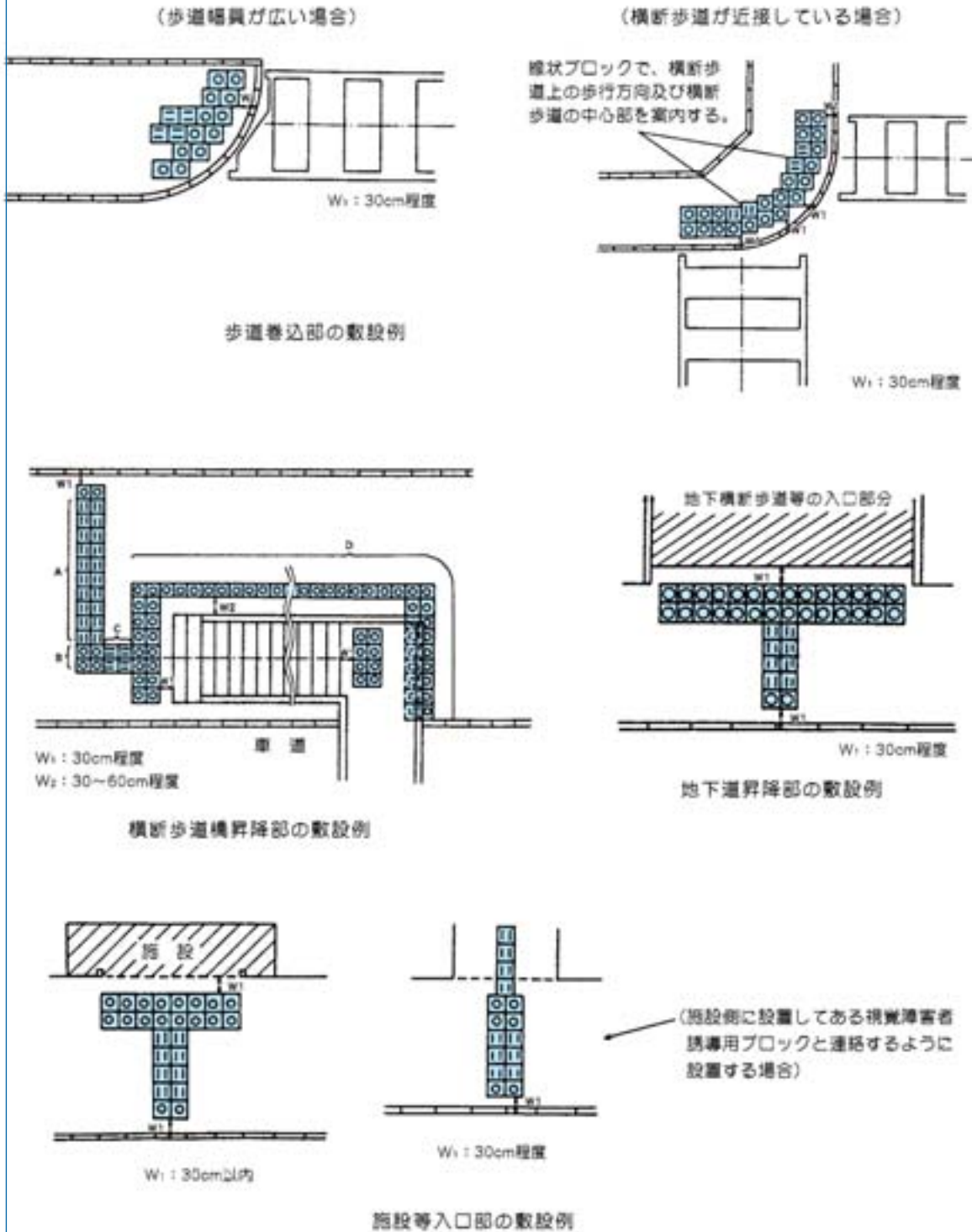


(歩道幅員が斜めの場合)



横断歩道の敷設例

図3



2 公園

1 出入口

利用者の用に供する出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、車止め柵を設ける場合は、その間隔は90センチメートルを標準とすること。
- (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (3) 高低差がある場合は、その1の表第2項第5号に定める構造に準じた構造の傾斜路を設けること。

2 園路

1の項に定める構造の出入口と接続する1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅員は、120センチメートル以上とすること。
- (2) 車いす使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと。
- (3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げとすること。
- (4) 縦断こう配は、12分の1以下を標準とすること。
- (5) 必要に応じ、手すりを設置し、又は注意喚起用床材及び誘導用床材を敷設すること。
- (6) 幅員内に設ける排水口のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造とすること。

3 便所

便所を設ける場合は、その1の表第5項に定める構造に準じた便所を1以上設けること。

4 駐車場

駐車場を設ける場合は、その1の表第6項に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。

5 水飲み場

水飲み場を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、高さ、け込み等に配慮した構造の水飲み場を1以上設けること。

6 案内板

案内板を設ける場合は、次の基準に適合する構造とすること。

- (1) 高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等を含む多くの人が見やすく、かつ、分かりやすいものとする。
- (2) 点字による表示を行うこと。

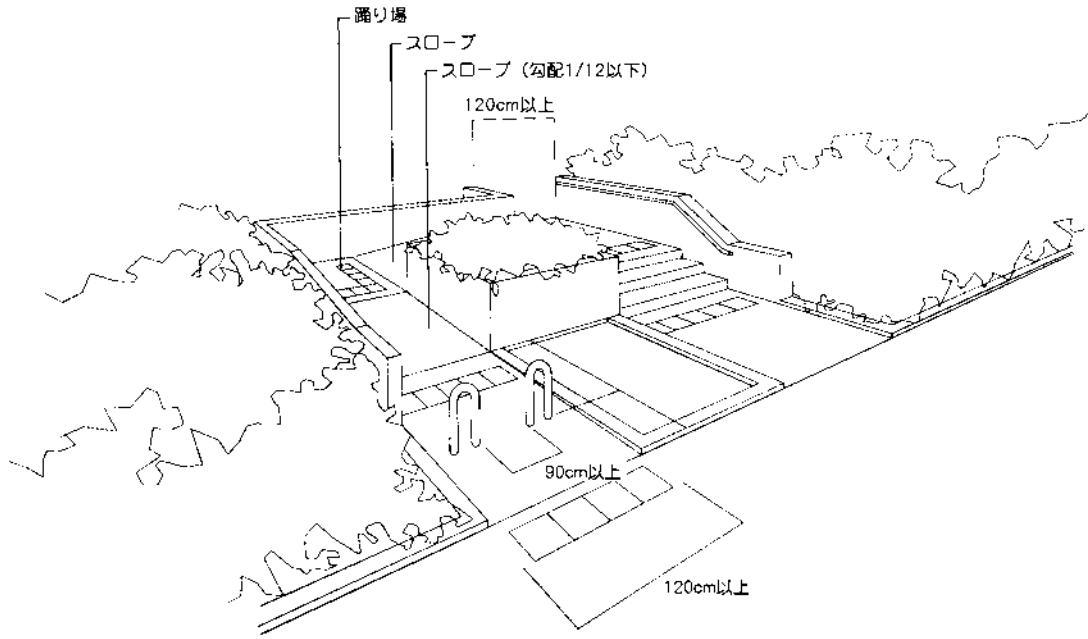
7 ベンチ

1以上設けること。

整備基準の解説

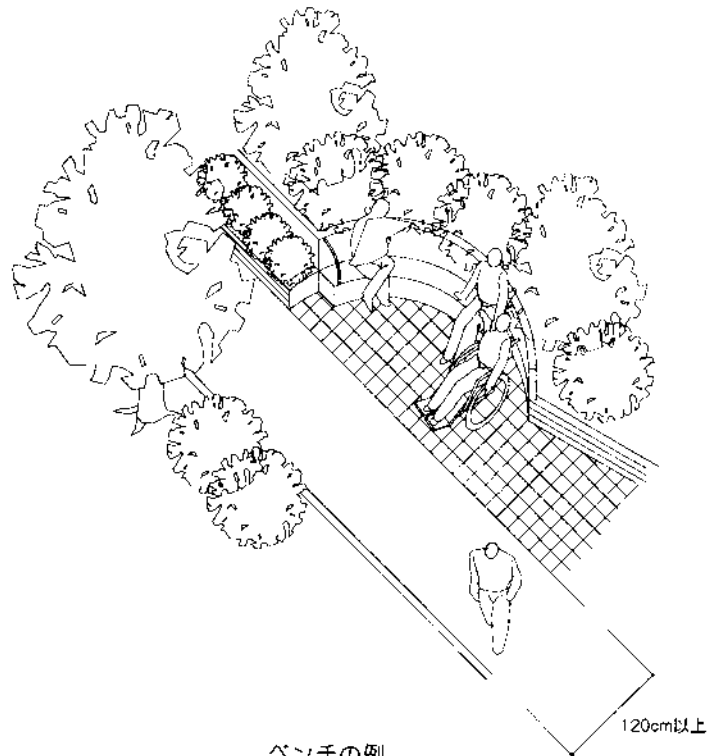
- ・ 出入口及び園路の幅員は車いすと人がすれ違うことができる120cm以上としています。
- ・ 便所、駐車場、水飲み場、案内板についての規定は建築物と同様としています。

図 1



スロープを併設した出入口の例

図 2



ベンチの例